令和９年度
放課後児童クラブ入会のしおり

■ 申込みに必要な書類　チェック表

提出の前に次の項目を確認してください。
受付期間、提出書類等詳細については、**Ｐ１０**参照。

チェック欄	書　　類　　等
	① 放課後児童クラブ入会申込書 家族状況、緊急連絡先、家までの簡易経路、疾患、アレルギーの有無、かかりつけ病院等
	② 就労証明書等　（きょうだい分は不要） （児童クラブを利用する理由を明確にできる書類） ※ 児童と同居する親族（父・母・65 歳未満の祖父母）の入会基準に関する証明書等。 ※ 自営業、内職、看護・疾病、農業、漁業等の証明用書類があります。 ※ 就労証明書については、事業主の証明が必要です。
	③ 個人情報使用同意書
	④ 「児童クラブ利用料減額申請書」 ※ 利用料の減免制度を利用される方



美浜町（健康・子育て課）

目　　次

〇放課後児童クラブ一覧・・・・・・・・２
〇放課後児童クラブの概要・・・・・・・３
・対象児童
・開所期間
・開所日
・閉所日
・利用について
・入会基準
〇費用など・・・・・・・・・・・・・・５
・利用料
・支払い方法
・損害保険への加入
〇児童クラブの生活・・・・・・・・・・６
・日課（一日のようす）
・用意するもの
・お弁当・お茶（水筒）
・降所（児童の帰宅）
・プールなどの取り扱い
・各種連絡
・感染症
・関係機関との連携について
・その他
〇緊急時の対応・・・・・・・・・・・・９
〇入会申込み・・・・・・・・・・・・・１０
・受付期間・場所
・申込みに必要な書類
・書類提出にあたっての留意事項
・入会選考・可否通知
・その他
〇退会・・・・・・・・・・・・・・・・１１
〇よくある質問・・・・・・・・・・・・１２
〇入会申込書（記入例）　・・・・・・・１３
〇美浜町メールサービス登録のご案内・・１５

放課後児童クラブとは？

すべての児童は、その家庭で心身とも健やかに育てられることが理想です。しかし、**学校での授業終了後、家に帰っても保護者が就労等でいない場合**、家族に代わって児童をお預かりし、育成する事業が放課後児童クラブです。

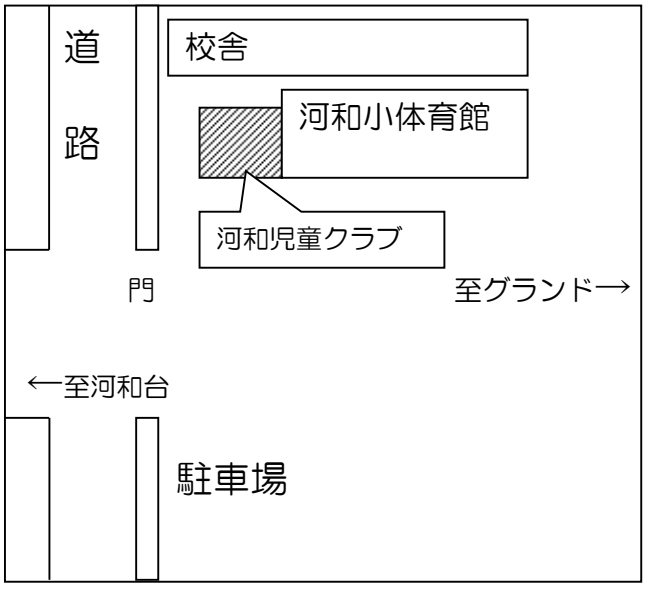


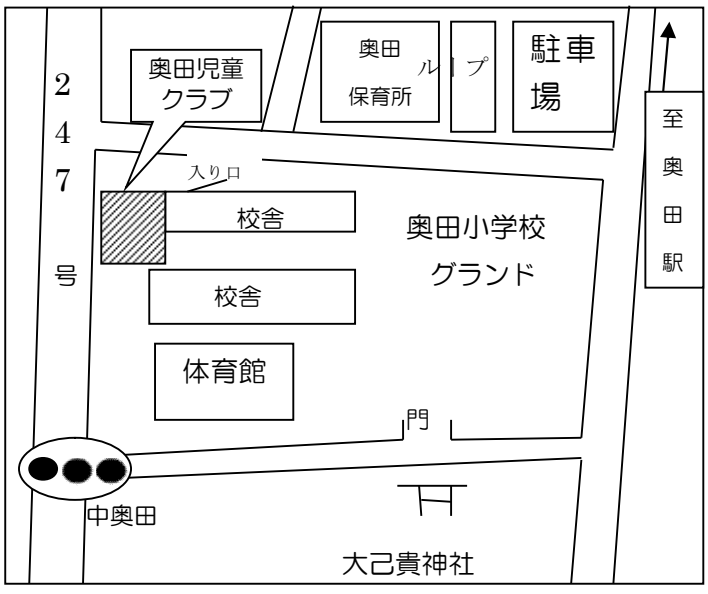
放課後児童クラブ一覧

放課後児童クラブ名	定員	所在地	電話
河和児童クラブ	６０人	河和字古屋敷１２４番地	８２－５１９５
奥田児童クラブ	６０人	奥田字海道田５５番地１	８７－０３０１









放課後児童クラブの概要

●対象児童

・放課後児童クラブに入会できる児童は、その児童の保護者（通常は父母）が入会基準のいずれかの事情により、その児童を育成することができず、かつ、同居の親族（一緒に生活している親族のことで、住民票が別である場合も含まれます。）や、その他の者がその児童を育成することができない、１年生から６年生までが対象となります。

※**入会基準を満たしている場合であっても、就労時間等が児童クラブ開所時間前に終了する場合は利用の対象外となります。**

・平日のお迎え及び土曜日・長期休業期間等の送迎については、保護者による送迎となりますので、各家庭にて送迎可能な方が対象となります。

●開所期間

・令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで（単年度ごとの申請となります。）

●開所日・時間

平　日	学校終了後～午後７時まで
土曜日、長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）	午前７時４５分　～午後７時まで

※各学校の行事等により開所時間が変更になる場合があります。

●閉所日

・日曜日・祝日・８月１３日から８月１５日
・年末年始（１２月２９日から翌年１月４日まで）
・その他（町長が特に必要と認めた日）

●利用について

・東部地区(布土・河和学区)にお住いの児童は、河和児童クラブ
西部地区（野間・奥田・上野間学区）にお住まいの児童は、奥田児童クラブ
の利用を基本とします。ただし、定員以上の入会申し込みがあった場合は、定員に余裕のある児童クラブでの利用となる場合があります。
・奥田小学校・河和小学校以外の児童については、各学校下校時刻にタクシーが迎えに行き、学校から児童クラブへタクシー移動となります。（代休日のタクシー移動はありません。）
・土曜日は、利用者が少人数の場合に、どちらか一方の児童クラブにて合同実施となる場合があります。
・家庭で育成できる日は、児童クラブを利用せず家庭での育成をお願いしています。
・長期休業期間のみの利用は、定員の空き状況により臨時募集する場合があります。

●入会基準

<table>
<tr><th>保護者の状態</th><th>形態</th><th>証明書類</th><th>留意点</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1家庭外での労働
昼間に居宅外で労働することを常態としている場合</td><td>正社員
パート</td><td>就労証明書</td><td rowspan="4">◎ 勤務時間が1ヶ月64時間（<u>日曜日、祝日を除く</u>）以上仕事に従事している場合

◎ かつ、農業従事者は、1人当たりの耕作面積等が概ね次のとおりである場合
田　20ａ以上
果樹園　20ａ以上
普通畑　20ａ以上
施設園芸　100㎡以上
家畜　牛・豚　10頭以上
鶏　500羽以上
○ 固定資産税の課税明細の写し等農地の面積が分かるものを添付する。
○ 農業手伝いの場合は、収入を得ている方（現物支給は認められません）</td></tr>
<tr><td>農業
漁業</td><td>就労証明書
確定申告書（写）</td></tr>
<tr><td>自営業
(居宅外)</td><td rowspan="2">就労証明書
確定申告書（写）</td></tr>
<tr><td>2家庭内での労働
居宅内において児童と離れて家事以外の労働をすることを常態としている場合</td><td>自営業
(居宅内)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3母親の出産等
妊娠中であるか、出産後間がない場合</td><td>妊娠</td><td>母子手帳（写）</td><td rowspan="2">◎ 出産（予定月）を中心に産前2ヶ月、産後2ヶ月の計5ヶ月間以内
ただし、産後の経過が思わしくない場合は、治癒するまでの期間</td></tr>
<tr><td>出産</td><td>診断証明書等</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4疾病等
疾病、負傷または、精神・身体に障害がある場合や、高齢者</td><td>疾病</td><td rowspan="3">申立書（疾病･看護）
家庭状況確認書（聞き取り）
診断証明書等
身体障害者手帳、療育手帳（写）</td><td>◎ 当該児童の育成ができない程の疾病、負傷、心身の障害を有している場合
※ 育成が困難な旨の証明が必要</td></tr>
<tr><td>障害</td><td rowspan="2">◎ 高齢‥満年齢65歳以上（入会時）</td></tr>
<tr><td>高齢</td></tr>
<tr><td>5疾病等の介護
長期間に渡る疾病や精神・身体に傷害を有する親族を常時看護している場合</td><td>看護</td><td>◎ 1ヶ月64時間以上（日曜日、祝日を除く）の介護をする必要のある場合（居宅介護に限る）
※ 税法上の特別障害者であるか、上記介護を要する旨の医師の証明等が必要</td></tr>
<tr><td>6家庭の災害
震災、風水害、火災等の災害の復旧にあたっている場合</td><td>災害復旧</td><td>災害復旧に関する「証明書」</td><td>◎ 震災、風水害、火災その他の災害により居宅を失い、又は居宅を失わないが破損しその復旧にあたっている場合</td></tr>
<tr><td>7就学
就学(職業訓練を含む)している場合</td><td>就学</td><td>在学証明書等</td><td>◎ 就学時間が1ヶ月64時間（<u>日曜日、祝日を除く</u>）以上の場合（自動車教習所は不可）</td></tr>
<tr><td>8その他</td><td></td><td>家庭内で育成ができないと認められる「証明書」等</td><td>◎ 当該児童を家庭で育成できないと町長が認める前各号に類する状態にある場合</td></tr>
</table>

★ 就労証明書、申立書（疾病・看護）の参考にしてください。

★ 基本的に昼間、<u>家庭に児童の育成に当たる者がない家庭（授業終了後又は長期休み中、家に帰っても家に誰もいない家庭）を対象としています。</u>

★ 虐待・遺棄等により、児童相談所からの依頼、その他により保護が必要と認められるときは、この基準にかかわらず、入会対象児童となります。

★ <u>兄弟姉妹の令和9年度公立保育所等入所申込みの際に使用された証明書の写しで代用可能です。</u>

費用など

●利用料

放課後児童クラブへの入会には、利用料が必要となります。

		月　　額
利用料	４月～３月（８月は除く）	９，０００円/人
	８月	１２，０００円/人

※但し、町民税非課税世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯は減免制度があります。
　６，０００円（８月のみ９，０００円）

※月の途中に入会・退会した場合は、当該月の利用料をいただきます。

●支払い方法

　利用料は、保護者の負担軽減のため、口座振替していただいております。「美浜町税等口座振替依頼書」に必要事項ご記入の上、次の取引金融機関で手続きをしてください。

　正当な理由なく滞納しますと、児童クラブの利用の取り消しをさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知ください。

※手続きに必要なもの：振替を希望する口座の通帳等・届出印

※取引金融機関：三菱ＵＦＪ銀行、あいち知多農業協同組合、知多信用金庫、半田信用金庫、あいち銀行、名古屋銀行、ゆうちょ銀行、東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店

※ゆうちょ銀行の「口座振替依頼書」は、依頼書が専用の用紙になりますのでご注意ください。

※口座振替依頼書は、各金融機関又は児童クラブ（ゆうちょ銀行は直接郵便局）へ提出をお願いいたします。

※前年度の継続利用者で、口座に変更なければ、口座振替の手続きは必要ありません。

※口座振替は毎月月末の指定日に引き落とされます。

●損害保険への加入（傷害・賠償責任）

　児童クラブでは、事故などを起こさないよう細心の注意を払っていますが、集団生活の中では思わぬ事故等が起きることがあります。そこで不慮の事故等に備えて、登録児童は財団法人児童健全育成推進財団の児童クラブ共済制度へ全員、加入していただきます。損害保険の加入手続きは、役場（健康・子育て課）にて行います。

　保険の対象は、クラブ活動中の他、学校から児童クラブ、児童クラブから自宅までの移動時（寄り道をした場合を除く）も対象となります。

※　児童同士のケンカによるケガについては、活動中であっても対象外となります。

児童クラブの生活

●日課（一日のようす）

児童クラブでは、概ね次のように過ごします。

平日（学校のある日）		土曜日・長期休暇	
学校	 下校	7:45 9:30 10:00 11:30 13:00 15:00	登所 学習 遊び お弁当タイム 遊び おやつタイム
14:40 15:00 15:20 17:30 19:00	登所 おやつタイム 宿題タイム・遊び お迎え待機時間 最終降所時間	17:30 19:00	お迎え待機時間 最終降所時間



※自由遊びは、ブロック・オセロ・将棋・ぬりえ・トランプ・外遊びなど

●用意するもの

入会時に児童クラブへ提出してください。

・着替え用衣類等・・・・・タオル、上下１着、下着、靴下、ビニール袋などを袋にいれて持参してください。汗をかいた時などに着替えます。着替え用衣類等を使用したら補充をお願いします。
（児童クラブでは、服・下着の予備はありません。）
（防災頭巾があれば、用意をお願いします。）
※袋は特に指定はありませんので、衣類が入る袋をお願いします。袋、衣類に名前のご記入をお願いします。



・ひも付きの手拭きハンドタオル　２枚未使用
※河和児童クラブを利用の場合のみ必要です。



●おやつについて

・おやつは、保護者で用意してください。前日のお迎え時に、翌日分を名前入りの巾着に入れ、児童クラブへ持参してください。翌日のおやつの時間に食べます。
※児童がおやつを自分で持って登所することのないようにしてください。
・おやつは、おやつ袋に入る大きさで、常温で保管できるものにしてください。飴、ガム、チョコレート（夏季）、おまけ付きの菓子類はご遠慮ください。
・お迎えがおやつの時間より早い場合は、食べる時間がないので児童と相談してください。（持って来なくても構いません）
・学校におやつを持って登校させないでください。
・おやつの袋には、おやつを食べた後のごみを入れる袋（ジップロック、ビニール袋等）を入れてください。

●お弁当・お茶（水筒）

- 学校給食がない日は、お弁当の準備をお願いします。
  長期休業期間のみ、委託業者が手配するお弁当を注文することも可能となる予定です。（別途料金がかかります。）
- 児童が現金を持参し、パン・お弁当などを買いに行くことは禁止します。
- 気候により保冷剤などを入れるなど各自対策をお願いします。
  （児童クラブでは、保温・保冷は行いません。）
- お弁当づくりにあたっての留意点
  ①ご飯は、冷ましてからフタをしましょう。
  ②おかずは、よく火を通し、半熟や生ものは避けましょう。
  ③お子さんが食べきれる量にしましょう。
- お弁当で出たゴミは、お持ち帰りしていただきます。
- お茶（水筒）は、季節を問わず毎日持参ください。
  特に、夏季については、１本余分に持たせるようにしてください。

●降所（児童の帰宅）

- 最終降所時間は、午後７時です。厳守願います。保護者などのお迎えが必要です。
- 降所時には、必ずクラブ室内までお越しいただき、指導員に声をかけてください。
- 降所時間は、保護者の帰宅時間及び集団生活を考え、一定の時間を事前にお知らせください。
- 保護者以外の方がお迎えの場合は、事故防止のため、代理の方の名前・関係等を事前に児童クラブへ連絡してください。事前に連絡がない場合は、保護者の方へ連絡を取らせていただきます。小・中学生及び高校生の兄弟姉妹によるお迎えはできません。
- 帰りの支度は児童自身がしますが、忘れ物がないかの確認は、保護者の方も一緒にしてください。児童が全員降所した後も、指導員は午後７時まで児童クラブにいます。忘れ物がありましたら、午後７時までに取りに来てください。それ以降は留守電に入れておいてください。後日確認します。
- 途中で出入りする利用（習い事や塾などに通う場合）はできません。
- 車での送迎は、**必ず指定の駐車場に停めてください。**

河和児童クラブ	体育館南側の駐車場
奥田児童クラブ	奥田小学校プール東側の駐車場 ※午後６時以降は、奥田保育所園庭西側の駐車場が空いている場合、そこに停めることも可能です。

※奥田小学校校舎北側の駐車場には、絶対に駐車しないでください。

路上駐車はしないでください。アイドリングストップにご協力ください。児童クラブでは駐車場内での事故・盗難について、一切の責任は負いません。

●課外クラブ活動などの取り扱い

- 学校主催の課外クラブ活動などへは、児童が行き来して参加することや、途中で出入りする利用はできません。
- 上記活動に参加される場合は、送迎が必要になりますので、事前に児童クラブへ連絡ください。

例　事前に保護者からの連絡：『午後から学校のクラブに参加しますので午後から児童クラブを欠席します。12 時 30 分にお迎えに行きます。』

午前　児童クラブ利用　⇒　昼　保護者お迎え　（午後の利用はできません）

●各種連絡

・出欠連絡は、専用のアプリから行います。詳細は、クラブにてご確認ください。
・欠席、早退については、わかり次第、保護者は児童クラブと学校へお知らせください。やむ得ない場合は電話で連絡してください。児童の口頭による欠席、早退などの連絡は認めておりません。必ず保護者から連絡をお願いします。
・役場（健康・子育て課）から各学校に児童クラブに通所していることを伝えますが、保護者から担任の先生にも、児童クラブに通所することを必ず連絡してください。
・利用する日、休む日を児童と確認してください。

★急な欠席連絡についての注意

欠席がわかった時点で早急に　直接児童クラブ（留守番電話）と学校へ連絡してください。

連絡先一覧			
河和児童クラブ	82−5195	布土小学校	82−0234
		河和小学校	82−0047
奥田児童クラブ	87−0301	野間小学校	87−0043
		奥田小学校	87−0044
		上野間小学校	88−5022
役場(健康･子育て課)	82−1111（内線222、262）		
運営業務委託先 （シダックス大新東ヒューマンサービス㈱）	052−857−0085		

●感染症

・学校伝染病に定められている感染症については、他の児童への感染防止のため、登所停止とします。医師の指示に従ってください。なお、通学する小学校への報告とともに、児童クラブへの報告をお願いします。
・学校伝染病に定められていない感染症についても、医師の指示に従ってください。

●関係機関との連携について

・安心して生活ができるよう、関係機関（学校等）と情報連携を行う場合があります。

●その他

・学校休業日の登所は、必ず保護者などが児童クラブ室まで児童と一緒に登所し、指導員に声をかけてください。※厳守：駐車場などで児童を置いて行くことのないようにしてください。（駐車場の利用については、降所の項目を参照。）
・お金や玩具などは、持たせないでください。万が一、紛失・破損などがあっても児童クラブでは責任を負いません。
・宿題の指導については、業務としては行いませんので、ご家庭で確認してください。
・児童の体調について心配がある場合には、必ず指導員にお知らせください。
・体調不良の際には、無理をして登所することのないようにお願いします。
・指導員が薬の服用などに携わることはできません。
・児童クラブ内のルールを守ってご利用ください。児童が指導員の指示に従わず、指導員では対応できない場合、保護者の方に連絡をとり、お迎えに来ていただくことがあります。注意事項及び遵守事項に違反するなど放課後児童クラブの運営を妨げるときは、利用許可を取り消すことがあります。

緊急時の対応

けが 	児童クラブ育成中に負ったけがについては、保護者に連絡し、けがの状態により病院へ連れて行きます。 
発熱・体調不良	熱がある場合や病気を発症した場合、指導員が健康上いつもと様子が違うと判断した場合は、保護者に連絡し、お迎えをお願いします。 また、病気の場合は、登所できません。
学級閉鎖 ※インフルエンザ等	学校閉鎖の場合：当該学校の児童は、児童クラブへは登所できません。 学年閉鎖の場合：当該学年の児童は、児童クラブへは登所できません。 学級閉鎖の場合：当該学級の児童は、児童クラブへは登所できません。 ※インフルエンザによる学校授業短縮で下校時刻が早まる場合についても原則、当該学校、学年、学級の児童は、児童クラブへは登所できません。保護者の方と連絡がつかない場合で、かつ児童クラブの職員体制が整った場合は、児童をお預かりすることがあります。
暴風（雪）警報・レベル４危険警報・レベル５特別警報発令 	暴風（雪）警報や警戒レベル４以上の警報発令時には、閉所となります。 ・児童クラブ登所後に発令された場合 指導員は児童の安全確保、保護に努めますが、保護者の方に連絡をとり、すみやかにお迎えに来ていただきます。 ・土曜日・長期休業期間での警報解除後の開所について 午前６時までに解除の場合：午前８時より開所 午前６時～午前 11 時までに解除の場合：解除２時間後から開所 午前 11 時以降に解除の場合：開所しません ・平日、学校の下校時刻が繰り上げとなったとき ①給食を食べてから下校する場合 繰り上げ下校時刻に合わせて、児童クラブの開所時刻を繰り上げて児童を受け入れる予定です。 ②給食を食べずに下校する場合 児童クラブでは給食の用意ができないため児童クラブは閉所します。 **※小学校が臨時休校の場合、１日閉所となります。** ※その他、小学校の緊急時の対応に準じます。
南海トラフ地震臨時情報発表・地震発生	**南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**を発表時、**震度５強以上**の地震発生時、児童クラブは閉所となります。 その場合、指導員は児童の安全確保、保護に努めますが、保護者の方に連絡をとり、すみやかにお迎えに来ていただきます。 ※その他、小学校の緊急時の対応に準じます。 ※警戒措置が解除されるまでは、開所しません。

※暴風（雪）警報・レベル４危険警報・レベル５特別警報以外の警報発令時、児童クラブは通常どおり実施しますが、状況に応じて保護者の方に連絡をとり、お迎えをお願いする場合があります。

※開所・閉所、お迎え時間の変更等に関する情報は『美浜町メールサービス・放課後児童クラブ』でお知らせします。

入会申込み



●受付期間・受付場所

・令和９年度４月からの入会申込みは、**令和８年 12 月 18 日（金）**までにご提出ください。
（土・日、祝日を除く）

・受付場所（受付時間）　※郵送提出の場合には、必ずご連絡ください。
保健センター内　健康・子育て課　（ ９：00～16：30）
河和児童クラブ、奥田児童クラブ　（16：00～19：00）

・年度途中での入会申し込みは、入会日の２週間前までに提出ください。
なお、定員を超過する場合がありますので、事前にご相談ください。



●申込みに必要な書類

・申込各書類は、役場健康・子育て課、各児童クラブにあります。
美浜町役場ホームページ『令和９年度放課後児童クラブ入会の募集』内からも入手できます。

・入会申込みには、保護者を始めとするご家族の方の入会基準に関する証明書等の提出が必要となりますので、次の書類を揃えて申込みをしてください。

①**『放課後児童クラブ入会申込書』**　→　児童ごとに必要

②**『就労証明書等』**　→　家庭で各一部必要　（きょうだいの分は不要）
同居親族（父、母、65 歳未満の同居の祖父母は各１部。叔父、叔母については不要です。）
利用申請する理由を明確にする書類です。就労証明書は必ず事業所に記入していただいてください。

③**『個人情報使用同意書』**　→　児童ごとに必要

④利用料の減免制度を利用される場合**『児童クラブ利用料減額申請書』**→　児童ごとに必要
減免制度対象：町民税非課税世帯、ひとり親世帯、生活保護世帯
「児童クラブ利用料減額申請書」と証明する必要書類がある方はご提出ください。

●書類提出にあたっての留意事項

・事業所によっては、就労証明書の発行に時間がかかる場合がありますので、余裕を持って整えてください。

・入会申込みに必要な書類が不備な場合は、**受付できない場合がありますので、必要書類等は、あらかじめ整えてお申込みください。（何らかの理由で期日までに揃わない場合には、ご相談ください。）**

・申込み内容、証明に虚偽があった場合、現場確認等をして、入会決定を取り消す場合がありますので正確にご記入ください。

●入会選考・可否通知

- 書類提出後、入会の可否を通知します。
- 入会選考にあたり、家庭訪問や電話での問合せをする場合があります。
- 入会の可否決定については、家庭の状況を考慮し決定します。
- 募集定員超過の場合は、学年の低い児童から優先とさせていただきます。さらに定員超過の場合は、公開抽選を行います。
- 抽選がある場合には、対象者へ個別連絡いたします。

●その他

- 利用は１年間を基本としますが、家庭状況の変更により、一時的に児童クラブの利用が必要な場合は、１か月単位での利用も可能です。
- 住所変更、就労状況の変更、家族構成の変更など、申請書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに利用している児童クラブ又は健康・子育て課にご連絡ください。
- 利用日の変更の手続きは、変更日の２週間前までに児童クラブ又は健康・子育て課にご連絡ください。

休会

- 児童クラブの利用を休会される場合には、休会日の２週間前までに、休会届を提出してください。なお、期間は１年間に原則２か月以内となります。

※<u>休会届の提出がない欠席の場合は、1か月間利用がない場合であっても利用料金の支払いが発生します。</u>

退会

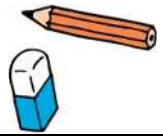
- 入会決定後、入会を辞退される場合には、至急ご連絡ください。（℡82-1111）
- 入会後の退会については、退会日の２週間前までに、退会届を提出してください。
  ※退会届の用紙は、各児童クラブ、健康・子育て課にあります。



注意事項・遵守事項

- 入会基準を満たさなくなった場合は、退会となります。
- 申込み内容、証明に虚偽があった場合は、利用許可を取り消すことがあります。
- 児童クラブの秩序を乱す等、ほかの児童に悪影響を及ぼす場合は、利用許可を取り消すことがあります。
- 児童クラブの実施に支障があると町長が認めた場合は、利用許可を取り消すことがあります。

よくある質問

質　　問	回　　答
４年生(高学年)ですが入会できますか。	利用対象児童は、１年生から６年生までが対象となります。 ※ただし、定員が超過する場合は学年の低い児童から優先となります。
祖父母と同居していますが、子どもの世話はできないので入会したいのですが・・・。	就労していれば、就労証明書をそれぞれ提出してください。 病気などによる場合は、申立書、診断証明書等をそれぞれ提出してください。 令和９年４月１日現在、満６５歳以上の方は不要です。
求職中です。申込みはできますか。	就労先との雇用契約が決定してから申請をしてください。 その際、事業主の採用証明などを提出していただきます。
夏休みだけ利用したいのですが・・・。	定員の空き状況により、夏休み等の長期休業期間について臨時募集を行います。
宿題をさせてもらいたいのですが。 	宿題を教えることはできませんが、宿題をするスペースを作ることはできます。（机など） お迎えを待つ時間などを利用して、宿題に取り組むよう各家庭で話し合ってください。
個人的に損害保険に加入しています。児童クラブの損害保険への加入はしなくてよいですか？	登録児童は指定する損害保険に全員加入していただきます。 (加入にかかる保険料は、町が負担します。)
午後７時にお迎えができない場合は、子どもだけで帰宅してよいですか。 	児童だけでの帰宅は安全面からできません。保護者が迎えに来ることができない場合は、代行できる方に依頼してください。その際には、事前に指導員へご連絡ください。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。



美浜町役場　健康・子育て課（美浜町保健センター１階）

〒４７０－２４９２
美浜町大字河和字北田面１０６番地
電話　０５６９－８２－１１１１（内線 222、262）FAX　０５６９－８２－１３２１
ホームページ　https://www.town.aichi-mihama.lg.jp
Ｅ－ｍａｉｌ　kenko@town.aichi－mihama.lg.jp

運営業務委託先：シダックス大新東ヒューマンサービス㈱

電話　０５２－８５７－００８５

様式第1(第7条関係)

児童クラブ入会申込書

（兼児童台帳）

記入例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

美 浜 町 長　様

〒470－2492

申込者（保護者）　住　所　美浜町大字河和字北田面１０６番地

フリガナ　ミハマ タロウ

氏　名　美浜　太郎

連絡先　82－1111

次のとおり　(河和)・奥田　放課後児童クラブへの入会申し込みをします。

	氏　名(ふりがな)	生年月日	性別	学校名等
入会児童	美浜一郎（みはま いちろう）	（満　6歳） 令和２年５月５日生	(男) 女	河和 小学校 入会時の学年　1 学年
入会期間	令和9年4月1日　から　令和10年3月31日まで			
入会を希望する理由	父は会社員、母はパートで日中、子どもを育成することができないため			
勤務時間・お迎え時間・主なお迎え者	勤務時間　月から金曜日　8　時 30 分 から　17　時 30 分 まで 勤務時間　土曜日　　時　　分 から　　時　　分 まで 平日の主なお迎え時間（　18 時頃）　土曜日のお迎え時間（　　時頃） 主なお迎え者（　母　）			
児童クラブ利用日	(月)・火・(水)・(木)・(金)・土			

入会児童の特記事項					
	掛かり付けの病院	内科	美浜病院	TEL	82-〇〇〇〇
		外科	〇〇病院	TEL	〇〇－〇〇〇〇
	(有)・無	その他		TEL	
	アレルギー等	無(有)（食物・喘息・花粉症・アトピー等） （ 卵・牛乳 ）		症状等	息が苦しくなる
	病気、生活面で特に注意して欲しい事 おやつは、卵と牛乳が入っているものは避けてほしい				

以下には、世帯状況（申請に係る児童以外の世帯員（住民票で別世帯の方も含め同居者全員）について記入してください。

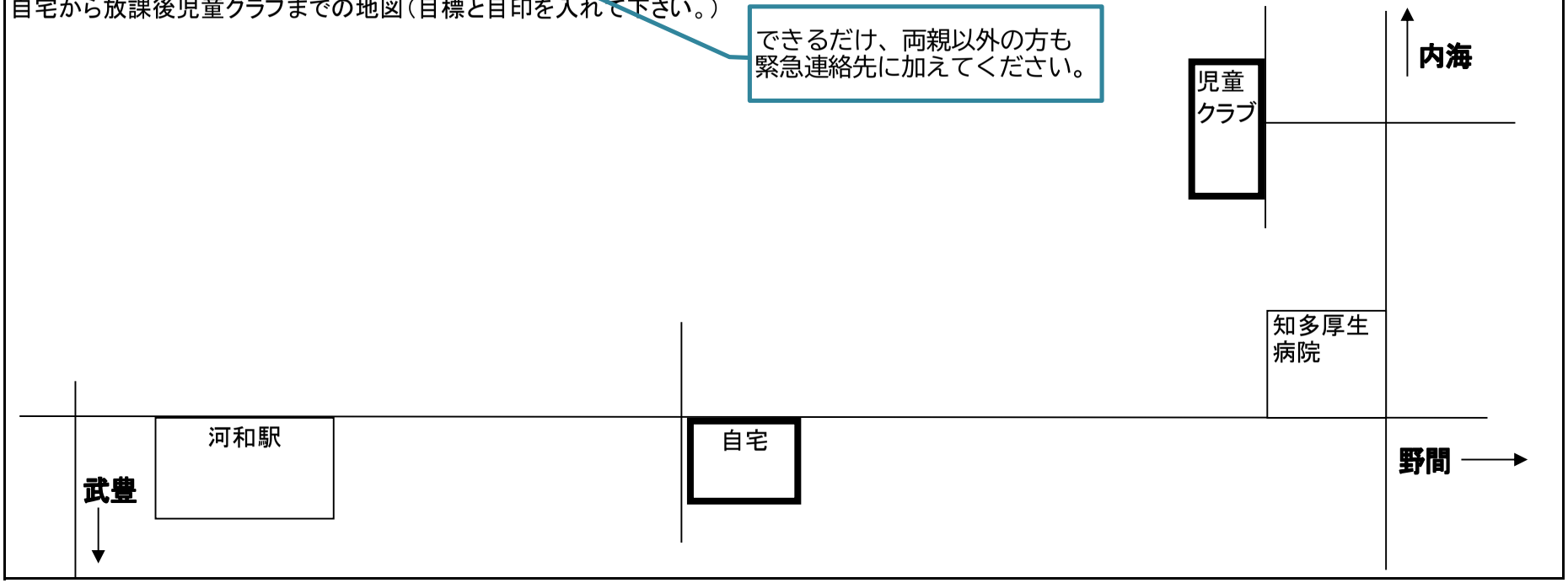
家庭状況	世帯員氏名	続柄	性別	生年月日	勤務先（就学先）
	美浜　太郎	父	男	S61.9.13	（株）美浜銀行
	花子	母	女	S61.6.15	（株）スーパー
	桜子	姉	女	H29.2.10	〇〇小学校

緊急連絡先

	連絡先氏名	児童との続柄	電話番号	電話先	住　　所	備　考
第1連絡先	美浜　太郎	父	0569－82－1111	（株）美浜銀行	美浜町〇〇〇〇〇・・・	
第2連絡先	美浜　花子	母	090－0000－0000	母携帯		
第3連絡先	美浜　海子	祖母	0569－82－2222	自宅	美浜町〇〇〇〇〇・・・	

自宅から放課後児童クラブまでの地図（目標と目印を入れて下さい。）

できるだけ、両親以外の方も緊急連絡先に加えてください。



＊電話先は電話が自宅なのか、又は勤務地なのかをご記入下さい。勤務地であれば勤務地の名称（会社名）をご記入下さい。

＊連絡先は連絡の取れる率の高い順に第１連絡先からご記入下さい。

保護者各位

美浜町　健康・子育て課

『美浜町メールサービス・放課後児童クラブ』メールサービス登録のご案内

美浜町放課後児童クラブでは、「美浜町メールサービス・放課後児童クラブ」を活用し緊急時等には健康・子育て課よりメール配信を行います。（例：台風による児童クラブ閉所のお知らせ等）

以下の方法により登録いただきますようお願いします。

利用登録	メールアドレス	バーコードリーダー
1 初めて 美浜町メールサービスに 登録する	登録 mihama-group@entry.mail-dpt.jp	A
2 すでに 小学校・保育所の メール登録を されている場合	変更 mihama-group@check.mail-dpt.jp	B
登録を解除する	解除 mihama-group@cancel.mail-dpt.jp	C

≪操作手順≫　＊お願い＊　配信確認のため、名前の欄に保護者氏名を入力してください。

1 初めて美浜町メールサービスに登録する

1 Aのバーコードリーダーを読み込む。
2 空メールを送信し、返信メールを受信する。
3 受信メールを開き、下部にあるURLを開く。
4 サイトポリシーを読み、『同意する』を選択。
5 名前の欄に保護者氏名を入力し『ログイン画面へ』を選択。
6 『ログインパスワード』に半角で『５６５６』を入力し『ログイン』を選択。
7 『河和放課後児童クラブ』『奥田放課後児童クラブ』のどちらか□を選び『確認』を押す。
8 内容を確認後、『登録』を選択し、登録完了メールが届くので確認する。

2 すでに小学校・保育所のメール登録をされている場合

1 Bのバーコードリーダーを読み込む。
2 空メールを送信し、返信メールを受信する。
3 受信メールを開き、下部にあるURLを開く。
4 現在の登録情報の確認画面。
5 『変　更』を押し、その後の画面下の『ログイン画面へ』を選択。
6 『ログインパスワード』に半角で半角で『５６５６』を入力し『ログイン』を選択。
7 『河和放課後児童クラブ』『奥田放課後児童クラブ』のどちらか□を選び『確認』を押す。
8 内容を確認後、『登録』を選択し、登録完了メールが届くので確認する。

保護者氏名が未登録の方は、
再度、登録をお願いします。

★ **設定できない場合**　迷惑メール設定状況により、受信できない場合がありますのでご確認ください。

★ **指定受信される場合**　≪ドメイン：@town.aichi-mihama.lg.jp≫または、≪メールアドレス：annshin-anzen@t own.aichi-mihama.lg.jp≫からのメール受信を許可するに設定してください。